

高 財 第 4 5 号  
平成 2 9 年 3 月 2 4 日

各 局 長 殿

財 政 局 長

平成 2 9 年度予算の執行方針について（依命通達）

平成 2 9 年度予算については、次により執行することとしますので、高松市予算規則第 1 1 条の規定に基づき、命により通知します。

2 9 年度予算においては、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の充実や、産業やものづくり、観光、文化芸術、スポーツの振興に加え、拠点性を発揮できる都市機能の充実など、本市のまちづくりを、着実に推進するための施策・事業に、財源を重点配分するとともに、第 6 次高松市総合計画に基づく、第 1 期まちづくり戦略計画の重点取組事業 1 2 7 事業に、約 4 1 6 億円を措置することとしており、一般会計の予算規模は、2 8 年度当初予算額を 1 5 . 5 億円、率にして 0 . 9 パーセント下回る、1 , 6 3 7 億 5 , 0 0 0 万円となったものである。

また、市税収入は、個人市民税や固定資産税が、給与収入や新築家屋の増加に伴い、増収が見込まれているところである。

しかしながら、地方交付税は、国の 2 9 年度の地方財政計画に基づくほか、合併算定替の縮小などにより、2 8 年度当初予算と比べ、約 2 9 億円の減少となり、臨時財政対策債が、約 1 1 億円の増加を見込んでいるものの、合わせて約 1 8 億円の減収が見込まれているところである。

また、施設整備に伴う市債借入額の増加により、プライマリーバランスが 4 年連続で赤字となるなど、財政調整基金 2 8 億円を取り崩さなければ、収支の均衡が図られないという、極めて厳しい予算編成とならざるを得なかったものである。

今後においても、老朽化施設の更新や修繕経費の増加などに伴う経費のほか、待機児童解消対策など、少子・超高齢化に対処するための施策の実施などにより、多額の財政需要の増大が避けられない見通しである。

このようなことから、今後の財政運営に当たっては、国の地方財政対策等の動向や税収等の状況を見極めることはもとより、今般の歳入の減少の状況を踏まえ、施策・事業の厳しい取捨選択、平準化などを含めた、行政運営の更なる効率化に努めるとともに、次の事項に十分留意し、予算を執行されたい。

## 1 予算執行に係る基本的事項

(1) 市民の市政に関する理解と協力を得るため、20年度予算から編成過程を公開するなど、財政運営の情報を発信しており、予算化された施策・事業については、その目標を実現するため、目的意識を持ち、適切に執行すること。

また、予算化されていても、安易に予算額を執行予定額とすることなく、再度、仕様や内容等を精査し、コスト縮減を図るとともに、特に指示した事業については、事前に財政課と協議の上、適切に執行すること。

(2) 別に定める「平成29年度予算執行における指示事項」については、特に留意し、その成果が上がるよう、局を挙げて取り組むとともに、適宜、財政課と協議すること。

なお、指示事項については、30年度予算要求時に、その対応状況の経過報告を求めることから、早期に対応すること。

(3) 厳しい財政状況を職員一人一人が十分に認識し、「平成29年度予算編成方針について」（28年10月12日付け依命通達）、及び「財政運営指針」を踏まえて、適切に対応すること。

なお、中期財政フレームを堅持するため、新たな財源確保や歳出抑制などの具体的方策を積極的に検討し、実施すること。

(4) 29年度当初予算は、年間所要額を一括計上した通年予算であるため、制度改正や災害等による真にやむを得ないもの、及び、当初予算編成の中で協議したものを除く予算補正は認めないことから、年度当初において慎重に予算執行計画を作成し、計画的かつ効率的に執行すること。

また、執行伺や支出負担行為伺については、契約や事業等の始期までに処理し、流用等を伴うときは、より迅速な処理に努め、適切に執行すること。

(5) 公共事業等の実施に当たっては、「高松市公共工事コスト適正化指針」（21年4月）等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、労務単価や資材価格の状況について、国等の動向を注視し、早期発注による経費の抑制に努めること。

(6) 繰越事業については、早期完了を目指すこと。

なお、近年、繰越事業が常態化しているほか、件数や事業費が増加していることから、安易に繰り越すことがないように、計画的に執行すること。

(7) 国の地方創生に関する施策・事業については、国等の動向に留意し、たかまつ創生総合戦略との整合性を図り、補正などで対応する必要があるときは、適切に対応すること。

なお、新たな事業の実施に当たっては、積極的に地方創生推進交付金を活用すること。

(8) 市民生活及び中小企業に対する支援策や、国の補正予算に基づく、繰越事業については、年度内で完了しなければならないことから、早期に発注し、計画的に執行すること。

(9) 補助事業については、補助基準の範囲内で事業を実施し、超過負担が生じないようにすること。

(10) 国・県の動向には細心の注意を払うとともに、関係機関と連絡を密にし、随時、情報が得られるように働きかけること。

特に、県と連携して取り組む必要がある施策・事業については、積極的に情報交換すること。

(11) 施策・事業の創設や見直しのほか、施設の新築・増改築や道路等の新設などに当たっては、人口減少・少子高齢化や将来世代の負担などを見据えた多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の視点を取り入れること。

なお、適正な事業量や整備規模等を、統計的・数量的なデータを用いて試算し、その必要性や費用対効果のほか、事業費の算出根拠を客観的に説明できるようにして、政策会議に諮ること。

特に、施設整備事業については、基本構想、基本計画の段階で政策会議に諮ること。なお、これらの意思決定は、予算要求までに必ず得ること。

(12) 今後、財政負担を伴うことが予想されるもの、及び、予算に見込まれていない経費の執行については、より厳正に対応するため、事前に財政課と協議し、必ず財政審査を受けること。

特に、政策会議に諮る案件のうち、財政負担を伴うものについては、必ず、事前に財政課と協議すること。

(13) 「ファシリティマネジメント推進基本方針」（24年9月）に基づき、市有施設の効率的な活用や維持管理のほか、予防保全の観点から、計画的な改修・修繕等に努めるとともに、施設の維持管理経費などについては、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、適切に執行すること。

また、「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」（27年10月）等を踏まえ、市有施設の更新（建て替え）については、将来的な管理経費の負担や、施設機能の変動予測等を考慮した上で、規模等を見直すとともに、除却については、除却後の跡地の利活用方法や維持管理経費などを検討した上で、除却の時期や経費を、適正に積算すること。

なお、市有施設の新規整備、更新等を実施しようとする場合は、必ず財産経営課ファシリティマネジメント推進室に報告・協議をすること。

(14) 「第7次高松市行財政改革計画」（28～31年度）に基づき、事務事業について、その必要性だけでなく、効率性や実効性のほか、実施主体の在り方なども検証し、不断の見直しを図るとともに、具体的項目の着実な実施により、目

標効果額の達成に努めること。

- (15) 施策・事業の実施に当たっては、説明責任を果たせるよう、議決機関、監査委員の指摘事項や意見のほか、包括外部監査結果の趣旨を踏まえ、厳正かつ適正に執行すること。

また、これまでに実施した事業仕分け及び公開事業評価等の対象事業や、包括外部監査結果報告で指摘や意見があった事業については、その指摘等を踏まえた取組を進め、市民に対する説明責任を果たすとともに、その他の事業についても、当該取組の趣旨を踏まえ、適宜、見直すこと。

- (16) 各局の事業については、ホームページなどの媒体を通じて、市民に適時、適切かつ効果的に、わかりやすく情報提供すること。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 事業の実施に当たっては、前例踏襲で漫然と予算を執行するのではなく、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、受益者負担の見直しや広告料収入などの新たな歳入確保に、全力を傾注すること。

- (2) 国・県支出金については、事業の進捗に応じて概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めるとともに、他の公共団体からの収入金についても、予算執行に応じ、適時の収入確保に努めること。

なお、国・県に対する補助金交付申請及び起債の申請について、予算に未計上、又は、予算を超過した国・県等への事業要望や、県等からの事業要請などについては、速やかに財政課と協議すること。

また、国・県の補助が措置されなくなったときも、速やかに財政課と協議すること。

- (3) 自主財源である市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等については、調定額、収入額等を常時的に把握し、滞納が生じないように留意すること。

また、各種収入金等について滞納が発生したときは、債権管理条例（24年条例第83号）に基づき、徴収計画を策定するとともに、「債権の適正管理方針」（25年1月）を踏まえた、実効性のある債権回収に取り組むこと。

なお、分担金及び負担金、使用料及び手数料、雑入については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、物価や所要経費の動向、類似都市との比較、更には市民生活に与える影響等を総合的に考慮して、適正な額を把握するとともに、積極的に見直しを図るなど、適切に対応すること。

### 3 歳出に関する事項

(1) 人件費については、事務の効率化や事務量の削減などにより、時間外勤務手当等の実質的な縮減に努めるほか、非常勤嘱託職員等の雇用は、予算化されていても、その都度、事務内容を具体的に検討し、局内相互応援制度の活用などにより必要最小限の雇用にとどめること。

また、附属機関等の新設・更新に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等を遵守し、既存附属機関での対応や、統合を検討するとともに、漫然と例年どおり開催するのではなく、内容などを見直し、開催回数の減による事務効率化や経費縮小も検討するほか、活発な議論を促すため、適切な委員数を設定すること。

(2) カラープリンターの使用については、その使用を極力抑え、カラー印刷を必要最小限とし、プリンタートナー購入費の節減に努めること。

(3) 通信運搬費については、携帯電話を含む電話回線等の必要性を再検討するとともに、コスト意識を持ち、最適な料金となるように見直すこと。

(4) 保険料については、市が既に加入している「市民総合賠償保険」の対象外であることを、必ず確認した上で、執行すること。

(5) 契約事務の執行に当たっては、27年3月3日付け「契約事務等の取扱いについて（通知）」によるほか、見積徴取に際し、市内業者に配慮しつつ、新たな事業者など、より多くの参加を促し、競争によるコスト縮減を図ること。

(6) 建物の保守管理については、経費節減のほか、契約事務負担の軽減を図るため、建物一棟又は複数の建物を一括で契約するなど、効率的な発注に努めること。

(7) 補助金等については、予算化されていても、補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは、廃止・休止・縮減を行うとともに、本市の負担割合について再考するなど、より適切な執行に努めること。

なお、財政審査においては、補助金等交付申請書に添付している収支予算書の内容を精査するため、事前に申請者に対し、より明確な区分と積算等の内訳の記載について指導すること。

また、負担金についても、漫然と過去の例に倣うことなく、負担の必要性を始め、金額の妥当性等を改めて検討するほか、内容等を相手と十分に協議し、負担が必要最小限となるよう、費用の軽減に努めること。

(8) 補助金・交付金については、全件の所管課名、名称、内容、目的、効果、金額、交付先を、本市ホームページに公開することを踏まえ、「高松市補助金等の見直し方針」（22年10月）に沿って、なお一層の見直しを進めること。

なお、補助金は精算交付とするが、やむを得ず概算交付とするときは、内容を十分検討の上、1回の支出が100万円までとなるように分割して、交付す

ること。

- (9) 補助金等の不適切な執行を未然に防止するため、各所属において、補助金等交付規則に基づく各種報告書の提出を申請者に求めるとともに、定期的に補助事業等の執行状況を実地検査するほか、執行後も指導、監督を強化し、事業効果を必ず確認するなど、交付事務の適正化を図ること。

なお、各種報告書の提出に合わせて、「高松市補助金等交付システム見直し基準」(16年9月)を踏まえ、必ず適切に支払っていることが分かる出納簿や領収書などの提出を求め、その内容を確認すること。

特に、市の外郭団体その他の関連団体に対する補助金等については、外部監査の指摘事項や意見を踏まえ、適切に執行すること。

- (10) 投資的経費及び施設修繕料については、事業実施に伴い生じる請負残金等を、追加工事や他の事業等において、執行しないこと。

また、投資的経費のうち、補助事業を市単独事業へ振り替えての執行は、原則として認めないので留意すること。

なお、前金払及び部分払については、関係局と十分協議の上、慎重に取り扱うこと。

#### 4 その他に関する事項

- (1) 予算の流用については、極力これを避けること。

また、流用しなければならないときには、その理由を明記の上、流用先及び流用元における、決算見込み及び執行予定明細書を添付すること。

特に、年度末において、年度内に執行しなければならない明確な理由がない流用は、認められないため、留意すること。

なお、光熱水費の不用額を他の需用費で執行することは、厳に慎み、やむを得ず、執行するときは、必ず事前に財政課と協議すること。

- (2) 予算執行は、配当予算内でなければ執行できないことを、職員一人一人がしっかりと認識するとともに、所属長は適切に管理すること。

- (3) この執行方針は、外郭団体及び繰越明許費についても適用する。

また、繰り越した事業の執行については、29年度予算と区分するほか、予算補正及び予備費の充当はできないので、留意すること。

- (4) 翌年度の国庫補助事業要望等については、事業内容などを事前に財政課と十分協議すること。

- (5) 過失による不適切な事務処理等を未然に防止するため、「財務事務マニュアル」(26年3月)に基づき、財政・会計・契約・財産・債権管理事務について、適切に処理すること。